

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年6月3日現在

機関番号：33905

研究種目：若手研究（A）

研究期間：2009～2012

課題番号：21683005

研究課題名（和文） 過重債務問題の予防と解決に向けた支援者ネットワーク形成に関する国際比較研究

研究課題名（英文） International Comparative Research on the Formation of Supporters' Networks for Preventing and Solving Over-indebtedness

研究代表者

大山 小夜 (OYAMA SAYA)

金城学院大学・人間科学部・准教授

研究者番号：10330333

研究成果の概要（和文）：

過重債務の予防と解決に向けた制度の構築と、人びとの認識変容並びにネットワーク形成の相互関係に関する経験的研究をおこなった。その目的は、金融市場のグローバル化にともなって拡散し複雑化する過重債務に対応するために、汎用性の高い、実効ある制度を実現するための社会的諸条件と実践知を明らかにすることである。貸手との紛争の現場をよく知る当事者（過重債務者）と、司法の言語と文化に熟知する専門家との協働は、過重債務の予防と解決に向けた支援者ネットワークの核となりうる。その外的効果は、人びとに現場の課題を直感的かつ論理的に伝えて問題解決に向けた社会の機運を高めることである。その内的効果は、諸資源に乏しい当事者の社会的包摂と、当事者の知る現場の課題を絶えず身近に参照することによる多様な価値と利害の調整である。こうした協働型のネットワーク形成の有用性と応用可能性を、国内外での観察を通じて確認することができた。

研究成果の概要（英文）：

This study performed empirical research on the correlations among the construction of institutions for preventing and solving over-indebtedness, drastic change of people's ideas of the issue, and the formation of networks. This study also highlighted the social conditions and practical wisdom for creating versatile and effective institutions to deal with over-indebtedness, which has proliferated and become more complex as a result of globalization of financial markets. Concerted efforts by experts of legal language/culture and the party (multiple-debtors themselves) with firsthand knowledge of lender-debtor confrontations can potentially play the central role in forming a supporters' network for preventing and solving of over-indebtedness. The external effects of such networks may include communicating the nature of these issues to the public intuitively and logically, and increasing the opportunities in society for solving problems. Moreover, the internal effects may include social inclusion of those experiencing poverty in resources as well as balancing the diverse values and interests of parties involved by constantly considering the issues of those concerned. Observations in both Japan and overseas confirmed the usefulness and applicability of such collaborative networks.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,800,000	540,000	2,340,000
2010年度	1,400,000	420,000	1,820,000
2011年度	1,400,000	420,000	1,820,000
2012年度	1,600,000	480,000	2,080,000
総計	6,200,000	1,860,000	8,060,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学・社会学

キーワード：社会問題 社会運動 過重債務 ネットワーク 国際連帯 消費者信用 グローバル市場 破産 支援者ネットワーク

1. 研究開始当初の背景

(1) 市場経済システムを採用する国や地域にとって、個人が抱えるローンやクレジット等による「過重債務」(over-indebtedness)は不可避の課題である。過重債務は経済的ストレスに脆弱な、資力の乏しい(多くが低所得である)人びとに不均衡にあらわれる。大幅な経済成長をもはや望めない先進国や一部新興国は、政府による福祉の提供を減らし、ローンやクレジット等の利用によってこれを置き換える誘惑に駆られる。しかし、市場は、富の再配分を担う政府と異なり、資力に乏しい人ほど高い価格(高い金利)を課す。低所得者は、目の前の必要から自らの資力について冷静な判断が下せず過剰な債務を抱えやすい。そして返済困難な債務を返すために借入を繰り返す悪循環に陥る。こうして債務が雪だるま式に増える問題が「過重債務」である。一方、貸手側(貸金業者等)は、貸倒れリスクを予め織り込み高い金利を設定するだけでなく、近年では証券化等の手法によって市場の他のアクターに貸倒れリスクを「移転」することも容易になっている。このような取引の最悪の帰結は、低所得者のさらなる資力低下による福祉の需要増と、秩序と連帯の減退である。過重債務は、個々人の生活保障面のみならず、広く社会の持続可能性の点からも検討すべき課題なのである。

(2) 2007年秋の米国サブプライムローン問題に端を発した世界同時不況後、世界各地では過重債務の社会的コストの大きさに気づき、これにどう取り組むべきか、関心が高まっている。翻って日本では、世界同時不況が発生するその前年(06年)、市場における貸手側への規制強化を通じて過重債務の新たな発生を抑制する目的で「改正貸金業法」

が成立した。その最大の眼目は、貸手側にとって収益源となる取引における価格(金利)と販売量(貸付残高)に対する厳しい上限規制である。翌07年には内閣官房内に設置された「多重債務者対策本部」が具体的施策として「相談窓口の整備・強化」「セーフティネット貸付の提供」「金融経済教育の強化」「ヤミ金撲滅に向けた取締り強化」を打ち出し、関係省庁が連携の上、国、地方自治体及び民間団体が一体となってこれらに取り組むことが明示された。本研究の申請年(08年)、多くが過重債務者とされる無担保無保証ローンの「5件以上借入れ」者は法改正前230万人から118万人に、「過重債務を原因とする自殺」者数は統計を取り始めた07年1973人から1733人に減っている(最新値はそれぞれ31万人(13年)、839人(12年)。特に98年来、3万人台と高水準で推移していた自殺者数は、12年、「過重債務を原因とする自殺」者数の減少により、98年以降、初めて3万人台を下回った)。

過重債務の解決と予防は、疲弊した地域経済と財政難にあえぐ地方自治体にとっても利益が大きい。過重債務者は、多くが地域外に拠点のある大手業者から借入れ、完済の明確なあてなく、長期にわたり返済する。最初は一般消費を切り詰め、やがて地方税、公営住宅家賃、保育料などを滞納する。したがって、過重債務の解決と予防は、地域外に流出していたお金を地域に還流し、また滞納額の圧縮と解消により財政が健全化することが期待される。実際、庁内と関係諸機関の連携によって過重債務者の生活の再建と地域経済の活性化を目指す地方自治体が出てきている。

(3) 市場のグローバル化という状況を踏

まえると、このような日本の過重債務対策の歴史的、地域的限定性と応用可能性を見定めることはきわめて重要である。改正貸金業法は、近年の日本の貧困対策としても高く評価されている。社会実験と呼べるほど明確な過重債務対策を打ち出した日本は、世界同時不況後、世帯の負債悪化にあえぐ欧州諸国等からも関心を寄せられている。一方、規制強化を嫌う国内の貸手業者は、中間層が形成され、規制の緩い有望な他のアジア地域に進出している。このような動きに呼応して、過重債務は国境を越えて拡散し複雑化してきている。こうしたことから、各国、地域間で経験を共有し、国際的にこの問題に取り組む必要性も増しているからである。

2. 研究の目的

(1) 本研究の目的は、過重債務の解決と予防に向けた制度の構築と、人びとの認識変容並びにネットワーク形成の相互関係を明らかにすることである。その理由は以下のとおりである。

(2) 第一に、日本における過重債務研究は、債務者保護の観点から、主に弁護士などの法律実務家によって担われてきた。そうした研究は、その都度発生する問題への迅速な対応が優先されるため、実践知に富むものの、対処療法的なものである。しかし、過重債務を生み出す構造的誘因や様々な対処の正負の影響を視野に収めようとするならば、長期的、体系的な実証データに基づくマクロな研究を通じた社会的諸条件の解明が必要となる。

(3) 第二に、過重債務の解決と予防に向けて実効ある制度を導入し運用するためには、現場に分け入り、当事者・相談窓口・監督官庁・立法者等の、この問題に関わる人びとの意味世界を把握することが不可欠である。実効ある制度の実現に向けては、当該の問題が発生する現場を熟知し、必要な資源を調達・配分するとともに、制度の構築・維持・改変・代替に携わる人びとの認識枠組みに変容をもたらすインフォーマルな集団の働きがきわめて重要であるからである。そうしたインフォーマルな集団（以下、支援者ネットワーク）の発生と変容・拡大の契機を明らかにする。

3. 研究の方法

上記の目的を達成するために、本研究の方法は主に2つの異なる方法を組み合わせる。

(1) 第一は、過重債務にかかわるローンやクレジット等の動向に関する「経済統計」、過重債務の規模の反映であると同時にその

解決策の普及程度を示す指標でもある破産申立件数等の「司法統計」などの、一般に入手可能な統計の利用である。本研究は、市場のグローバル化にともなう過重債務の動向を探る。このため、日本のみならず各国（特に東アジアの）統計も利用する。統計を的確に解釈するためには、報告されない事象（いわゆる暗数）や統計の構築・流通過程にも目を向ける必要がある。こうした統計の背後にある社会的文化的状況も分析の対象とする。

(2) 第二は、過重債務に関わる人びとへの聞き取りとフィールドワークである。過重債務は多くの人びとの利害が複雑にからむため、外部からの観察が難しい。このため公式的見解の把握にとどまることが一般に多い。これに対して、本研究は、比較的長期にわたって、様々な現場に参入することで、現場の人びとによって必ずしも意識化、明文化されていない実践を浮き彫りにする。とくに、日本においては1970年代以降、一貫して過重債務の個別的、社会的解決に取り組んできた全国的な民間団体がある。それへのフィールドワークを主軸とする。さらに、この民間団体は、国際的に拡散し複雑化する過重債務に対応するため、運動の裾野を東アジアに広げ始めた。本研究は、この民間団体を中心とする国内外の支援者ネットワークと、それらを取り巻く関係者への聞き取りとフィールドワークをおこなう。

4. 研究成果

研究成果は以下のとおりである。

(1) クレジットやローン等のいわゆる消費者信用市場の重点は、一般に、生産部門が拡大する時期にモノやサービスの販売を促す「販売信用（クレジット）」が普及する段階から、生産部門の拡大が行き詰まる中で（企業融資に比べて）少額を高い金利で多数に貸し付ける高収益の（借手にとっては返済困難に陥るリスクの高い）「消費者ローン」が普及する段階へと移行する。過重債務の社会問題化は、この消費者ローンの展開と密接に関わる。日本の過重債務は消費者ローンのメインプレーヤーであった、後に「消費者金融会社」となる、貸金業を専業とする貸手業者の台頭が見られる1970年代後半に社会問題化する。1983年にはこれらを規制する貸金業規制法が成立した（図のⅠ期）。以後、中小零細貸金業者の市場撤退が続く一方で、後に大手となる一部業者が急成長し、株式公開の実現等により豊富な資金をもとに全国展開する。消費者ローン部門は急速に拡大し（Ⅱ期）、後の破産件数急増（Ⅲ期）を招く。その後、消費者ローン部門は高収益に魅せられた他業種や外資の参入を呼び込んで飽和状態と

なる。熾烈な競争圧力の下、逸脱行為等を行う一部大手貸金業者が訴訟等を相次いで提起され、社会問題化する。このような状況を背景に、06年、貸金業規制法を大幅に改正するかたちで改正貸金業法が成立した（Ⅳ期）。消費者ローン部門は、現在、銀行を中心に再編されつつある。こうしたなか、奨学金や教育ローン等の他の債務問題や、貧困、ギャンブル依存などの隣接課題が浮上してきた。またこの時期、日本の貸手業者による海外展開に拍車がかかる（Ⅴ期）。

以上の一連の過程において、過重債務に取り組む民間団体は、各地で当事者と専門家の組織化を促し、全国網を形成した。その過程と並行して、この組織のメンバーを結節点として、司法・行政・立法・メディア関係者を含めた広範で緩やかな、インフォーマルなネットワークが形成されていった。過重債務は、一般に、借入を恥とする借手と、交渉相手を絞って有利な条件を引き出そうとする貸手との間で一種の共犯関係がつけられ、外部からの発見が難しい。だが、上記したネットワークの形成を通じて各地の事例が広く収集、分析され、やがて過重債務の解決策として破産等の既存制度の利用が提案され、定着する（Ⅰ～Ⅲ期）。貸金業規制法の法制化運動（Ⅰ期）、さらに同法の法改正運動（Ⅳ期）は、このような支援者ネットワークの形成と拡大のなかで、過重債務の抜本的解決策並びに予防策として開始、展開し、法制定、法改正に帰結した。

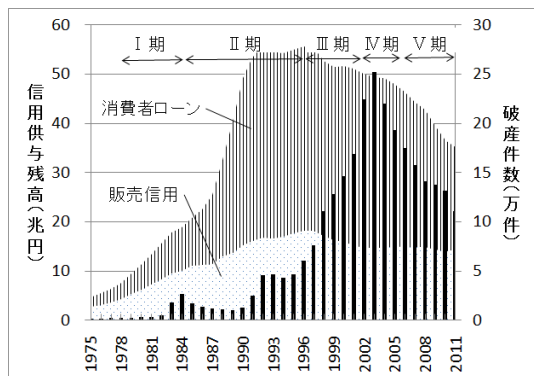


図 戦後日本にみる貸し手・借り手の動向

(2) こうした日本の支援者ネットワークの、構造上の最大の特徴は、名前と顔を出して体験を語ることで問題を可視化しより多くの人の「共感」を得る過重債務者という「当事者」と、ケースを集約分析した上で現行制度を参照し解決の道筋を「論理」的に語る弁護士、司法書士などの「専門家」が協働する点である。個々に存在していた過重債務が社会問題と認知され、その予防と解決に向けた制度が具体化する過程では、支援者ネットワークの量と質の高さがその成否を握る。先の法

改正では、当事者と専門家が共感と論理をベースに、「司法→立法→行政」と次々と働きかけの対象を移し、さまざまな資源を効率的に投下してきたことが観察された。その外的効果は、人びとに現場の課題を直感的かつ論理的に伝えて問題解決に向けた社会の機運を高めることである。その内的効果は、諸資源に乏しい当事者の社会的包摂と、当事者の知る現場の課題を絶えず身近に参照することによる多様な価値と利害の調整である。現在、この支援者ネットワークの理念とノウハウは、「ギャンブル依存」「非正規雇用問題」「生活保護などの生活保障問題」「奨学金・教育ローン問題」「セーフティネット貸付」などの領域へ継承応用され、各領域で変化をもたらしつつある。

(3) 発展過程と法制度が似ている同じ東アジアの台湾と韓国では、それぞれ、1980年代の金融自由化後、1997年アジア通貨危機後、日本の消費者ローンビジネスの流入と適用を経験し、過重債務が急速に拡がる。日本の支援者ネットワークは、継続的なやりとりを通じて、最初は現地でこの問題に関心を持ちうる判事や弁護士などの専門家を探し、その専門家のもつネットワークを介して専門家の組織化、次いで当事者の組織化を促した。10年、台湾で当事者組織が設立、韓国で当事者組織の活動が活性化する。現地の組織は、日本の事例を参照しつつ、過重債務の解決に向けた破産制度等の普及や、過重債務の予防のための市場規制等を提案し、法廷内外で広く活動する（12年には、このような国際的なネットワークの会合に、中国の専門家も加わった）。環大西洋諸国の、過重債務に取り組む民間団体においては、こうした協働型の社会運動が今のところ観察されていない。世界同時不況以前、環大西洋諸国のこれらの民間団体は、利害関係者を広く集めて正当性を調達するため、また現実的に国際連帯に必要な費用を調達するため、貸手業者からの資金援助を受けて運動のグローバル化をはかった。ところが、世界同時不況後、資金援助が得られなくなったことや、多様な利害と関心を調整する上で重要な、当事者の組織化が進められていないことなどから、現在、継続的な国際連帯には至っていない。これに対して、日本を含む東アジアでは、外部資金に頼らず、また当事者の経験を絶えず身近に参照することで、達成可能な目標を設定し、多様な価値と利害を調整し、ネットワークを拡大することに今のところ成功している。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に

は下線)

〔雑誌論文〕(計7件)

- ①大山小夜、韓国・中国・台湾における多重債務と法整備：第3回東アジア金融被害者交流集会の背景・経緯・内容、消費者法ニュース、第95号、査読無、2013、206-209.
- ②大山小夜、惻隱の心：多重債務と貸金業市場のコントロールをめぐる、現代の社会病理、第26号、査読有(招待論文)、2011、27-49.
- ③大山小夜、愛知派遣村の支援活動：貧困と排除に取り組むある地域組織のエスノグラフィ、フォーラム現代社会学、第10号、査読有(招待論文)、2011、76-86.
- ④大山小夜、「ギャンブル依存」にどう取り組むか：多重債務者の支援現場と新たな展開、ホームレスと社会、Vol.4、査読有(招待論文)、2011、63-69.
- ⑤大山小夜、巻頭言：日本の多重債務運動、消費者法ニュース、第86号、査読無、2011、1.
- ⑥大山小夜、秋田智佳子、東アジアにみる多重債務運動の国際的取り組み、クレサラ白書2010、査読無、2010、132-138.
- ⑦大山小夜、愛知にみる反貧困の草の根活動、消費者法ニュース、第80号、査読無、2009、142-143.

〔学会発表〕(計10件)

- ①大山小夜、多重債務と資本主義社会、その社会学的考察、第20回利息制限法金利引下実現全国会議(愛知県・名古屋市ほか後援)、2013.3.30、愛知県司法書士会館.
- ②大山小夜、個人の力を支えるネットワークの形成：奄美市における多重債務対策、第85回日本社会学会大会、2012.11.04、札幌学院大学.
- ③大山小夜、「ギャンブル依存」にどう取り組むか：日本の多重債務運動の新たな展開、第84回日本社会学会大会、2011.09.17、関西大学.
- ④大山小夜、台湾の多重債務と被害者の会：国境を越える社会問題と社会運動、関西社会学会第62回大会、2011.05.28、甲南女子大学.
- ⑤大山小夜、有価証券報告書にみる消費者金融大手4社の貸付動向：多重債務の産業社会学的考察、第83回日本社会学会大会、2010.11.06、名古屋大学.
- ⑥大山小夜、生きにくさを超えて：貸金業者と闘う人びと、日本社会病理学会第26回大会公開シンポジウム、2010.09.25、大阪樟蔭女子大学.
- ⑦大山小夜、愛知派遣村の支援活動：貧困と排除に取り組むある民間組織への参与観察、関西社会学会第61回大会第2シンポジウム「労働における差別と排除」、2010.05.10、

名古屋市立大学.

- ⑧OYAMA, Saya, Poverty, Debt and Legal Aid in Japan, 2009 International Forum on Legal Aid: Legal Aid under the Global Economic Recession, 2009.11.02, Howard International House (台北市、台湾).
- ⑨大山小夜、愛知「派遣村」の支援活動：貧困と地域再生に取り組む民間組織への参与観察、日本社会学会、第82回大会、2009.10.11、立教大学.
- ⑩大山小夜、日本の多重債務運動と改正貸金業法、関西社会学会、第60回大会、2009.05.24、京都大学(第60回関西社会学会大会奨励賞受賞).

〔図書〕(計2件)

- ①大山小夜「派遣切り問題にみる『協セクター』の可能性：愛知派遣村のフィールドワークを通じて」遠藤公嗣編著『個人加盟ユニオンと労働NPO』、ミネルヴァ書房、2012、159-179.
- ②大山小夜「多重債務の社会的世界」藤村正之編『現代の差別と排除 第4巻 生活・福祉・医療』明石書店、2010、55-86.

6. 研究組織

(1) 研究代表者

大山 小夜 (OYAMA SAYA)
金城学院大学・人間科学部・准教授
研究者番号：10330333